

平成27年3月18日（水曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

平成27年 美里町議会議会運営委員会会議録

平成27年3月18日(水曜日)

出席委員(6名)

委員長 大橋 昭太郎 君

副委員長 藤田 洋一 君

委員 福田 淑子 君

橋本 四郎 君

我妻 薫 君

佐野 善弘 君

欠席委員(なし)

議長 吉田 眞悦 君

副議長 平吹 俊雄 君

説明のため出席した者

町長部局

総務課長 伊勢 聡 君

企画財政課長 須田 政好 君

徴収対策課長 菅井 清 君

徴収対策課長補佐 高橋 久美子 君

徴収対策課係長 門間 裕匡 君

徴収対策課特別指導員 桐生 隆雄 君

議会事務局職員出席者

議会事務局長 吉田 泉 君

事務局次長 佐藤 俊幸 君

平成27年3月18日(水曜日) 午後1時32分 開会

1 開会

2 委員長挨拶

3 議長からの諮問

町長からの依頼「専決処分事項の指定について」の件

第2回定例会の運営について

(追加議案等、農業委員の推薦、議員発議)

4 その他

5 閉 会

午後 1 時 3 2 分 開会

議会事務局長（吉田 泉君） では、ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。委員長、お願いいたします。

委員長（大橋昭太郎君） どうも御苦労さまです。午前中は各小学校の卒業式で皆さん感動してきたと思いますが、感動する議会になるようにどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議長からの諮問、出ておりますが、最初に追加議案の説明からお願ひしたいと思ひます。

総務課長（伊勢 聡君） 本日は追加議案に対しまして議会運営委員会を開催していただきまして、本当にありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

委員長（大橋昭太郎君） ちょっと、すいませんでした。

ただいまの出席議員、橋本議員、おくれて来るとのことでございますが、委員会は成立いたしております。

副議長には委員外議員として参加していただいております。

すいません。よろしくお願ひします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、着座して説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、追加議案書の 1 ページでございます。

報告第 1 号専決処分の報告について（専決第 2 号）（損害賠償の額を定め和解することについて）でございます。

このことにつきましては、営造物の管理の瑕疵による町の義務に属する損害賠償につきまして、その額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしました。

平成 27 年 1 月 8 日午後 6 時 35 分ころでございます。小牛田駅前前の街路灯に設置してございます灰皿に J R 小牛田駅の利用者が接触いたしまして、着用していたダウンジャケットに損害を与えたものでございます。当時、接触した灰皿は腐食等によりふたがあいている状況でございました。本人から事故の報告があり、直ちに現場を確認した後、小牛田駅前周辺の街路灯に設置してあります灰皿 23 個全てを撤去いたしましたところでございます。

この事故につきましては示談を取り交わす必要があることから、平成 27 年 2 月 23 日に損害認定額 1 万円の 5 割に相当する額 5,000 円を支払う示談を取り交わしたところでございます。

この事故による損害賠償の額を定め和解することにつきまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、第 2 項の規定によりまして御報告いたすものでござ

います。

なお、相手方の氏名につきましては、本人の承諾が得られませんでしたので今回お示しできませんので、御了承をお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、議案書の3ページになります。

報告第2号専決処分の報告について（専決第3号）（工事請負変更契約の締結について）でございます。

平成26年7月15日に可決賜りました平成26年度公共下水道補第1小牛田幹線污水管築造工事の変更契約の締結につきまして、専決処分をいたしました。

主な変更内容といたしましては2点となります。

1点目は、試掘の結果、東北電力株式会社の地下埋設電力ケーブルが支障となることが判明したため、縦断計画を変更いたしました。これに伴い、土工、土どめ工の変更等が発生したものでございます。

2点目でございますが、污水管渠の施工延長の増によるものです。これにつきましては、県道管理者との協議におきましてマンホールの数の減を要請されたことにより、マンホールを1カ所減らし、污水管渠をほかのマンホールへ接続するため、施工延長をふやすこととなったものでございます。

変更した金額は214万1,640円の追加であります。平成27年3月13日、請負者である石堂建設株式会社と工事請負変更契約を締結いたしました。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告をいたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（大橋昭太郎君） 何かございますか。福田委員。

委員（福田淑子君） この概要書を見ただけで、7メートル延長した……、6メートル延長して、マンホールも公共ますも減ったわけですね。それで2億14万1,640円も何でふえるんだという問題出てくる。その辺（「214万でございます」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） はい、どうぞ。

総務課長（伊勢 聡君） 一応変更の理由はただいま申し上げましたとおり、1つは、東北電

力株式会社の地下埋設電力ケーブルが支障となりまして、縦断計画を変更いたしました。それに伴いまして土工と土どめ工の変更がまず発生してございます。あと、今福田議員さんからお話ございましたように、マンホールと公共ます、県道管理者から路面上のそういったものを数を減らしてほしいと要請がございまして、それに伴いまして、接続の予定箇所のマンホールにかえて、管を延長しまして変更増が生じたということでございます。その合計が214万1,640円と。

委員（福田淑子君） その辺詳しく話するということなんですね。ここでは書いてないんで、私たちわかるのはこの資料でしかわからないので、たった6.6.....

総務課長（伊勢 聡君） それで、この変更内容を3点ほど書いてございますが、これらのトータルが214万1,640円ということで。具体的に、御質問は、例えば管路延長で幾ら、マンホール、公共ます減らして施工延長が延びたために幾らふえるかという詳細ということ（「うん」の声あり）その辺は、わかりました。

委員（福田淑子君） これだけでは疑問に思う人多いので。報告だから質疑ないしね。

委員長（大橋昭太郎君） 電力の地下埋設の部分というのとか、それからますの関係、県道になるの（「はい、県道」の声あり）そうすると県との調整というのは後から出てきたの。

総務課長（伊勢 聡君） まず東北電力の場合は、あのような地下埋設物、結局、ある程度の予想はしますが、実際にどの辺までというのはやってみないとわからないところがある。

委員長（大橋昭太郎君） そういうもんですか。

総務課長（伊勢 聡君） ええ。結局、工事しながら試掘して、本当に確かめてから本当に通常はやっています。もちろん予想はしますが。

あと、ちょっと県道の関係も、もちろん事前協議はするんですが、ただ、実際問題どの時期でですね、今委員長さんおっしゃった関係がどの時期でどうというのはちょっとですけども。

委員長（大橋昭太郎君） そういったような、言ってみれば許可をとりながらやることなんだろうけれどもね。多いから減らせという話にもなるのかと単純に思うんだけど。福田委員。

委員（福田淑子君） このふえた金額の根拠が明らかに説明されれば問題ないと思うんですけども、その辺ちゃんと説明してもらえればいいと思うんです。

総務課長（伊勢 聡君） はい、わかりました。

委員長（大橋昭太郎君） ほかにございますか。よろしいですか。（「はい」「ほかなければ」の声あり）議長。

議長（吉田眞悦君） 今、議会の開会中なんですね。そしてこれは専決したと。だから、これ

一応13日に専決なんだけれども、いつ判明したの、これ。300万以内の変更契約は認めているというから出しているけれども、今議会中なわけさ。閉会でないわけさ。そして13日だと、議会。3月13日でしょ、この間の話でしょ。だから、いつの時点でわかって、そしてこれを議会にただ報告、専決しましたから報告します。ただ、工期は3月20日までなんだな。だから、3月24日では遅いから、それで専決処分にしたのかもしれないけれども、そののところ、何で専決処分を、開会中にもかかわらず専決処分をしなければならなかった理由だな。20日に間に合わせなければならぬから、例えばもう少し前からわかっていたことであれば、急ぐならそれでやりくりはできるはずさ。

総務課長（伊勢 聡君） わかりました。その辺。（「議決案件でないから……」の声あり）

議長（吉田眞悦君） そいつは議会では任せているわけだな。（「報告をしろと」の声あり）うん、報告しろということだけだ。ただ、いつの時期も報告しろで、今開会中なんですからね。

委員長（大橋昭太郎君） 暫時休憩します。

午後 1 時 4 3 分 休憩

午後 1 時 5 4 分 再開

委員長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

ただいまの部分について回答をお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 休憩いただきましてありがとうございました。

先ほどの専決処分の関係のお話でございますが、地方自治関係実例判例集等を見まして、その中で、専決処分の委任があったものにつきましては逆に町長が議会に提案できないということで、指定されたものは専決処分しなければならないということでございますので、今回は出しました専決処分のとおりで進めさせていただきたいと思っております。

あと、先ほど現場、工事が間に合うのかということでしたが、それは間に合います。

委員長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。（「委員長、ちょっと確認」の声あり）議長。

議長（吉田眞悦君） これはあくまで町長の専決処分ということだね。議会が委任を受けたんでなくてね。179条だからそういうことですよ。180条でないの。（「180条って言った」の声あり）179条第1項の規定によりですよ。（「180条の第1項だ」の声あり）いやいや、3ページの一番上に書いてあるのは、179条第1項の規定により専決処分したというんでしょう。

委員長（大橋昭太郎君） ここが間違っている。理由のほうが間違っているな。（「上が179条。これ上と下違う」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 去年のやつなんて書いてある。

委員長（大橋昭太郎君） ただいま橋本委員が出席しましたので、委員会は全員出席です。

議長（吉田眞悦君） 下は、理由は180条第1項の規定なんだ。

委員長（大橋昭太郎君） そこが間違っているんだな。

議長（吉田眞悦君） まあいいさ。専決しなければならぬというのは、それではいいって、そいつは説明して、ここの整合性だけをきちっと。（「間違いは事故の」「事故だな」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） 事故のほうもか。こっちも179条になってるぞ。（「普通180条だよな」の声あり）180条さ。損害賠償の指定だから。（「どっちも委任に指定180条」「全部上が180条」「大変申しわけございません」の声あり）

あと、前のやつは議案で出ていたそうだから。（「1年前の議案で出ていたのさ。1年前、230万だかの変更」の声あり）そいつも間違ってるんだな。（「こいつも違うということ。2つ」の声あり）うん、2つ違うんだ。（「金額と工期だね」「工期ですね。債務負担で繰り越した」「委任事項プラスアルファがあったんです」の声あり）なるほど。（「なるほどな。絡んでくるからな」「申しわけございません」の声あり）どうするかだな。

議長（吉田眞悦君） だから、上の分のやつを180条に直さなきゃならないんでしょう。

総務課長（伊勢 聡君） そうですね。

委員長（大橋昭太郎君） 全部直さなきゃならないんだ、180。

議長（吉田眞悦君） 報告1号のやつでしょう。

委員長（大橋昭太郎君） そうだね。（「報告1号、報告2号です」「ただ、4ページだけはちゃんと180ね」の声あり）じゃ課長、そののところもう一回。最初の専決からね。

総務課長（伊勢 聡君） 今議長さんから御指摘を受けたところでございますが、議案書の1ページでございます。上から3行目、地方自治法（昭和22年法律第67号）次に第179条と書いてございますが、ここは180条の間違いでございます。

それから、2ページ目でございます。2ページ目の専決処分書と書いてありますそれから2行目、ここも第179条第1項と書いてございますが、正しくは180条第1項でございます。

次に、3ページ目にまいりまして、3ページ目の3行目でございます。こちら第179条と書いてございますが、正しくは180条の誤りでございます。大変申しわけございません。

委員長（大橋昭太郎君） ただいま総務課長のほうから間違いの部分言われましたが、これはいかように訂正したらいいかということになるかと思えます。正誤表（「まだ議題になってない」の声あり）議題になってないから。これは議長の許可でいいんだな。（「まだあれしてないから」

の声あり)提案してないからね。議長の許可ということになりますので。(「3枚」の声あり)いかがいたしますか。シールでいいのかな。シールと正誤表でいいのかな。(「そのほうが対応は早い」の声あり)いかがいたします、シールと正誤表でよろしいでしょうか。(「私はいいいです」の声あり)

それでは、そのようにお願いしたいと思いますが、いつ行うかだな。あしたはみんな来るんだけど。持ってこないと思うから、連絡か。(「月曜日休会だ」の声あり)だからあしたしか。(「全協」の声あり)全協あるね。23になるね。橋本委員。

委員(橋本四郎君) いずれにしても、わかったから、早目に皆さん方に正誤表を渡して、ああいう場合あなた方としてやっぱり早目に訂正してもらわないと、何かで勘繰っている人もいると思うんで、早くしてください。早くすることを求めます。

委員長(大橋昭太郎君) いかがいたしますか。あしたに持ってきてもらう。

議長(吉田眞悦君) あしたでなくして、あさってまとめでしょう。

委員長(大橋昭太郎君) ああそうか、あした連絡して。

議長(吉田眞悦君) 1日あるんだ。俺、今ちょっと曜日勘違いしたから。

委員(福田淑子君) あした連合審査。

議長(吉田眞悦君) だから、あした連絡して、皆さん(「連合審査、全員来るし」の声あり)

委員長(大橋昭太郎君) それでは、あした議員の皆さんに連絡をしていただいて、あさってシールの訂正と正誤表の配付ということをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(「ありがとうございます」執行部側から連絡来るんだべ。連絡の方法は執行部側からの連絡「あした議場で局長からでもお話を」の声あり)連合審査だからな。じゃあそのようにお願いしたいと思います。

それでは、次、お願いしたいと思います。

企画財政課長(須田政好君) 次は議案第37号でございます。議案書99ページお開きください。平成26年度美里町一般会計補正予算(第12号)でございます。

第1条の歳入歳出予算の補正、第2条の繰越明許費の補正の1条、2条でお願いしてございます。

1条につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,483万2,000円を追加してございます。歳入歳出の合計額を104億2,956万1,000円とするものでございます。

歳出の事項別明細書から御説明申し上げます。

国の交付金でございますが、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を踏まえまして、

平成26年度の補正予算に追加をお願いするものでございます。2款総務費1項総務管理費の5目企画費でございます。緊急支援交付金地域消費喚起生活支援事業としまして2つの事業、資料の4ページ、5ページに事業の内容をそこに掲げてございます。1つはプレミアム付商品券発行事業、もう一つは低所得者向け商品券の交付事業、この2つの事業に伴う経費としまして5,925万8,000円の追加をお願いしてございます。

次に、緊急支援交付金地方創生先行事業でございます。別添資料の6ページから10ページまでの5つの事業でございます。まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業、定住促進奨励事業、不妊治療費助成事業、農産物産地形成促進事業、産業活性化促進事業の5事業のそれぞれの事業費としまして7,557万4,000円の追加をお願いするものでございます。

歳入につきましては、その前のページの14ページ、15ページでございますが、先ほど申し上げました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、そのうちの地域消費喚起型としまして5,100万3,000円、同じく地方創生先行型としまして3,686万8,000円の国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の財源を充当するものでございます。残額の4,696万1,000円につきましては、17款繰入金の財政調整基金の繰り入れを予定してございます。

以上が第1条の歳入歳出予算の補正でございます。

第2条の繰越明許費の補正につきましては、9ページでございます。

先ほど申し上げました国の交付金事業に伴います2つの事業、緊急支援交付金地域消費喚起生活支援事業としまして5,925万8,000円、緊急支援交付金地方創生先行事業としまして7,557万4,000円の2つの事業につきまして、平成26年度で終了する見込みがございませんので、27年度への繰り越しをお願いするものでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） 何かございますか。よろしいですか。議長。

議長（吉田眞悦君） ちょっと質疑等の関係ということで確認しておくんですけども、これは一応予算計上しているのは総務費の中の5目企画費ですね。だけど、全部で7事業あって、そしてその中では4課にわたるわけだ。だから、これにそれぞれ質疑のときにはそれぞれ担当課長が答えるようになるんだな。それでいいのね。（「はい、そうです」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、提案の関係よろしく、修正の関係もよろしくお願ひしたいと思います。

それで、この追加議案については、議長、これは議案の後というふうになるわけですね。

議長（吉田眞悦君） 最終日の27年度予算関係が全部終わってから。

委員長（大橋昭太郎君） 終わってからということですね。ほかにございませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、課長さん方どうも御苦労さまでした。

〔総務課長 伊勢 聡君、企画財政課長 須田政好君 退室〕

委員長（大橋昭太郎君） 暫時休憩いたします。

午後２時１０分 休憩

午後２時１１分 再開

委員長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

続きまして、町長からの依頼ということで、専決処分事項の指定についてについて前回に引き続き行いたいと思います。

専決処分の関係、債権条例の21条の関係で、その部分の専決依頼が議長のほうに参っているということをごさいます、議会運営委員会の中では、説明を受けた徴収対策課からの案文を、それを可としたところをごさいます、それで、議発の形で24日に提出したいと思いますので、それで皆さんに賛成者となって議運で提出ということになりますので、皆さんに署名をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。橋本委員。

委員（橋本四郎君） 委員長あれですね、徴収対策課の。

委員長（大橋昭太郎君） そうです。

委員（橋本四郎君） 私は賛成ではありませんので。

委員長（大橋昭太郎君） はい、わかりました。橋本委員は賛成議員にならないそうですから。

議会事務局長（吉田 泉君） 前回の会議の中では、今この専決処分事項というのが2つあるかと思っておりますので、それに追加になるという形になるかと思うんですが、前回の会議の中で、2つあるから3、4、5という話も若干出ました。そうじゃなくて、新たにこの3つの項目を指定していただくというスタイルになるかと思っておりますので、一応そのところの、1、2、3
……

委員長（大橋昭太郎君） 1、2、3になるということですね。

議会事務局長（吉田 泉君） 今一応これつくったんですけども、このような形で、これにあと表紙（おもてがみ）つくという形で準備はしていただんですけども、この後に議発の表紙がつかます、署名していただく。前に示されているままなんですね。1、2、3でよろしいですか。配付まではしなくてもいいですか。

委員長（大橋昭太郎君） じゃあ配付してください。

議会事務局長(吉田 泉君) このような形で、これに表紙がつくという形。中身は全く変わっておりませんので。

委員長(大橋昭太郎君) これは、もう一回あれですけども、前の2項の次に入れる形になるんですけども。

議会事務局長(吉田 泉君) 次にというか、新たにこの3つが指定されるというだけですね。前のは前の。今度新たにこの3つ追加がある。

委員長(大橋昭太郎君) これ何が、例えば3つを1つの文言で、例えば債権管理条例にかかわる部分という形にできないのかな。の以下の項目を専決処分の指定とするみたいな。ただこの3つが今までの2つの下について、わかりにくいんじゃないんですか。

暫時休憩いたします。

午後2時15分 休憩

午後2時22分 再開

委員長(大橋昭太郎君) それでは、再開いたします。

こういう形で提出するということに決定いたしました。

それでは、かがみはいかがいたしますか。

議会事務局長(吉田 泉君) うちらも一応準備させていただいて。議発1号から5までです。これが5で、1人。あと6ずつで。

委員長(大橋昭太郎君) こっちが5号になるわけね。

議会事務局長(吉田 泉君) そうです。これもあれですけど。一応順番のほう。

委員長(大橋昭太郎君) わかりました。あと、これは町長からの依頼部分ですけども、その他で議発の1号から。(「で」の声あり)こっちのね、わかりました。

それでは、町長からの依頼分の専決の指定については以上としたいと思います。

続きまして、農業委員の推薦についてでございます。

この経過について一応議運の中でお知らせできればと思います。議長。

議長(吉田眞悦君) さきの全員協議会の中で、農業委員さんの、今期、4月の19日だっけか、で満了ということになります。それで、新たに農業委員さんを議会推薦分を選び直さなきゃないということで、さきの全員協議会の中でそれぞれ小牛田、南郷地区で1人ずつということに理解しておりましたので、お願いをしたところです。

それで、一応それぞれお一人ずつですね、候補、まだあくまで候補者ですから、ということ

で吸い上げをそれぞれなったようでございますので、あと、その取り扱いをですね、当然24日最終日ということになると思いますけれども、その部分だけを協議しておいていただきます。委員長（大橋昭太郎君） わかりました。

この農業委員の推薦につきましては議長からの指名推選という形になるかと思うんですが、それでよろしいですか。

議長（吉田眞悦君） 運営基準の29に、議会推薦の農業委員は推薦人員2人とし、議長が会議に諮って推薦を議決する。だから、推薦でよろしいですかということをお先に聞いて、あとそれぞれ誰と誰ということでお諮りをするということになりますね。

委員長（大橋昭太郎君） わかりました。この件についてよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、続きまして議員発議、議発についてですが、議発部分、今局長から示されましたが、結構な数に上ると思いますので、この部分一つ一つやっていけばいいですよ。よろしくをお願いします。

議会事務局長（吉田 泉君） 一応今の予定といたしまして、議発第1号が美里町議会だよりの発行に関する条例の一部を改正する条例、議発第2号が美里町議会委員会条例の一部を改正する条例、議発第3号が美里町議会会議規則の一部を改正する規則、議発第4号が美里町議会委員会規則の一部を改正する規則、議発第5号が地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分事項の指定について、議発第6号がウイルス性肝疾患の患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書でいかがでしょうか。

委員長（大橋昭太郎君） 第6号まででございます。1号から今6号までですか、局長が示された順番でよろしいですか。それでは、そういったような形で提出することにいたします。

それで、5号については、橋本委員、賛成者にならないということでございますが、1号から4号についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。橋本委員、1号から4号まではよろしいですか。

委員（橋本四郎君） はい。

委員長（大橋昭太郎君） では、賛成者に。提出者は議運の委員長ということになりますか。（「はい」の声あり）じゃあそのようにしたいと思います。

以上ですが、その他ございませんでしょうか。議長。

議長（吉田眞悦君） 先ほど、まず1つは農業委員さんの関係で、一応手順を決めていただきましたので、それであと、皆さんに23日の全員協議会の中でお示しをしましてまず御理解をいただくということにしたいと思います。そのときに氏名も皆お知らせしますので。

あと、もっとあったな、あと何々だっけか。全協で言わなきゃないっていう。農業委員さんと……。

議会事務局長（吉田 泉君） あとあれですね、資料を準備していましたが、ストップの会の件はいかがなんでしょうか。一応きょう資料を準備していますので。

議長（吉田眞悦君） きょう皆さんにお渡しして。またストップの会と言うと（「正式名称何だっけ」「女川原発ストップ」の声あり）それは終わってからで。

議会事務局長（吉田 泉君） 確認でしたが、今の議発関係ですね、6件になるかと思いますが、その後に総務、産業、建設常任委員会の中間報告ですね。その後に、今回議員派遣とかございませぬので、特に何か予定がなければ議長会関係ではございませぬので、最後に閉会中の所管事務調査。そして今回から、前に会議の中で決めさせていただいたところなんです、行財政・議会活性化調査特別委員会の中の分も今回から一応これに入れるということでよろしかったですね。それも入れさせていただくという流れで。（「新年度からそういう対応」議長さん、非常勤の」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 非常勤の関係もやっとめどがついてきまして、そしてあと新年度よりお一人の方が議会事務局のほうにもおいでいただくということになりましたので、それらも全員協議会の中でお知らせをしていきたいと思っておりますので。

議会事務局長（吉田 泉君） 確認ですが、先ほどの農業委員会の委員の推薦ですが、今回の追加議案の後に入れさせていただきまして、その後、議発ということでよろしいでしょうか。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですね。（「はい」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 議発終わって、あと総務の委員長の報告、中間報告。

議会事務局長（吉田 泉君） そうです。

議長（吉田眞悦君） あとは閉会中の。

議会事務局長（吉田 泉君） はい。農業委員会のほうを、今回の追加議案の後に農業委員会のほうをやらせていただいて、その後に議発関係、今の6件ですね。その後に中間報告、最後に所管事務調査という流れになるわけです。

なお、確認ですが、今回ですと議発関係で前回は資料を準備しているようです。新旧対照表にしてこのような形で。これの配付のタイミングとか。こちらの内容は全員協議会のほうでもう周知していますので、一応このような表紙がついた形で。あともう少し。（「全協で出してもいいんでねえのか」の声あり）全員協議会で。

委員長（大橋昭太郎君） 1回は出しているんだけどね。

議会事務局長（吉田 泉君） 表紙なしのやつで。改めて表紙つけて。前もこのような形で。（「あした持ってきてけろと」の声あり）じゃあ全員協議会のときにこちらを配付するというところでよろしいでしょうか。

委員長（大橋昭太郎君） はい。お願いいたします。

こいつは、条例、規則の関係、特別な説明はしたんだっけ。（「まだ。みんなに」の声あり）違う、一応説明したけど、改正点は。違う、議場の中で特別に。（「またあいつ提案理由の説明ということで改めてしなきゃないんだよ」の声あり）提案理由の説明しなきゃない、提案のとき。（「議案だもん。5つも」の声あり）はい、わかりました。

ほかにございませんでしょうか。（「ありません」の声あり）

議会事務局長（吉田 泉君） そうしますと、済みません、また確認ですが、今回の議発の関係も全て全員協議会のときの配付でよろしいですか。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですね。（「そのほういいんじゃないかと思うんだけど」の声あり）よろしくお願いいたします。

議会事務局長（吉田 泉君） あと、農業委員さんの方も、資料ですね、経歴書みたいな形の資料もあるかと思いますが、そちらは。

委員長（大橋昭太郎君） 全協でいいんじゃないですかね。

議長（吉田眞悦君） 全協の場で言うから、こういうことなんですということ。

議会事務局長（吉田 泉君） 全部そろえて全員協議会のときに。

委員長（大橋昭太郎君） お願いいたします。

ほかにございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、これは終わってからでいいね。橋本委員。

委員（橋本四郎君） 何としてもね、戻って悪いけれども、専決事項の理由がわからない。皆さんがわかるなら教えてください。1番目。1番ね。地方自治法96条の1項10号に該当する事件のうち、次に掲げる事項についての債権を放棄する。これは支払える分がなかったら放棄するよと。1番目の債務者である法人。法人。個人ではない。清算がした場合でも金がないからだめだ。その後にある1号から4号までに掲げる理由がない場合はこの限りではないということ、どういう意味です、これ。1号から4号って。1号というのは条例を設けること、2号は予算、3番目は決算を認定すること、4番は法律またはこれに基づく政令に規定するもの、こうあるんですよ。これどういうふうに理解して皆さんはいいというんです。教えてください。俺、何度見てもわからない、こんなの。何を意味してるんだか。皆さんわかっているから賛成

されたんだと思うんだけどね。第96条の1号から4号までに掲げる理由がない場合はこの限りではないということは、専決処分しなくてもいいということなんですよ。これどういう意味にしてするのか。どうもここがあやふやなんです。

96条の1から4までに掲げる理由がない場合。これは1号というのは条例を設けること、改廃すること。それから2番は予算を特に置くと。3は決算を認定すること。4は法律またはこれに基づく政令に規定するものと云々とある。この4つが何でここに、(1)としてあってこういう表現になったのか、何を意味するのか。

委員長(大橋昭太郎君) 清算の結了登記を了した法人の債務について弁済しなければならない無限責任社員や保証人などが債務者であったならば、町長の専決処分により債権放棄がされるような事情にない場合ということ。

委員(橋本四郎君) そいつ委員会でもらった資料がそれだ。

委員長(大橋昭太郎君) はい。

委員(橋本四郎君) 1号から4号が入った意味はどういうことなんですか。

委員長(大橋昭太郎君) その部分の法的に追及できない部分というふうに前回の説明であったかと思うんですが。

委員(橋本四郎君) 1号から3号というのは、いわば1号、3号というのは、これは内容としては自治体の関係でいう問題なんです。何でここに入ったかということ。4号のほうはむしろ、今言われたことで結構と思います。ただこっちは、徴収のほうだからね。だから、1号、2号、3号というのは、行政と議会の関係が何でここに入れたか、その理由がわからない。

だから、法律に基づいて条例をつくるときには、誤解を受けないようなことをつくらなくちゃいけないのに。誤解を受けないように、これがなければ困るんですという根拠があるからつくると思うんだけど……

委員長(大橋昭太郎君) 1項については、法人の負担した債務がその債務する資産以外のものから弁済を受けられないことは当然であると。株式会社の株主が株式の払い込みをすれば、それ以上の責任がないということである。これに対し、合名会社や合資会社の無限責任社員は、会社が債務を完済できないときは連帯して会社の債務を弁済する責任がある。また、保証人や物上保証人からも弁済を受けることができる。法人の清算結了登記後であっても、このような者からは弁済を受けることができるということなんです。

委員(橋本四郎君) 委員長、それが96条の1項と、条例を設け、または改廃することどういう関係あるの。

委員長（大橋昭太郎君） だから、何ていったかな。

委員（橋本四郎君） 条例を設け、または改廃することでしょう。このこととそいつ関係ないでしょう。

委員長（大橋昭太郎君） この部分について、待てよ……。

委員（橋本四郎君） 不必要なそれを入れたんではないか。何かそこで錯覚しているのではないのか、それとも私が錯覚しているのか。これは、条例を改正するというその行政と議会の関係、あるいは、2番、3番そうですよ、これは予算も含めて、あるいは決算をそういうふうに認定すること。それまで何でこの新しくつくった専決事項の中にこれを入れなくちゃなかったのか、その理由がわからない。

委員長（大橋昭太郎君） はい。

議会事務局次長（佐藤俊幸君） 先日の議運の説明のときに、ここを私桐生さんに聞いてきたんですね。桐生さんって指導員の方がいらっしやいましたね。そうしたら、この1号から4号というのは、この専決の1番に書いている（1）から（4）のことなんだというお話なんですよ。ただし、それを、お話聞いたんだけど、私はちょっと、1号の中にまたただし書きで1号から4号まで書いてあるから、ちょっとわからなくて私は理解できなかったんですけども、その1号から第4号までというのは、地方自治法96条のことじゃなくて、この専決の指定の1番、1番の中に（1）（2）（3）（4）とありますけれども、これのことなんだというようなお話はされていたんですね。ただ、私はそれを聞いたけれども、ちょっとよくは理解できなかったんですけども。

委員（橋本四郎君） 皆さんは理解していたんだからね。俺はわからない。不必要な条文が、不必要な項目が入っているような感じしてならない。それは、あと何かのときそれがこういうふうになるからとなるとまた、我々が認識しないまま承認してしまって、後からああそうできなかったとならなければいいけれどもなって感じがしていたんです。

いいです。後で考えましょう。（「いや、確認したほうがいいんでないですか」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） 必要性の中に、この間橋本さんも資料をもらっていたと思うんですが、法人の清算の結了により残余財産はなくなり、かつ債務者たる法人も消滅するため、以後、債権の回収が行えないことが明白であるということなんですね。これがね。

委員（橋本四郎君） それは法律的な事象なんですよ。法律的な事象だったら、何項に関係してということならいいけれども、それが1号、2号、3号、1項の1号、2号、3号にどう関係あるんですかと聞いた。条例の改廃することに関係ないでしょう。予算を承認することにも

関係ないでしょう。その項目3つは何でこう複雑な関係ないやつを入れたのかなという、私、そこで疑惑を持ち出したの。

後でいいです。やめましょう。

議長（吉田眞悦君） こいつ第1号と書いているから。(1)から(4)で。ただ、こういうのに第1号から第4号と書かなきゃならないものなのかな、法令上の文言（「(1)だったら、こっちの括弧のほうがわかりやすいんじゃない」の声あり）(1)から(4)までに掲げる事由がない場合となれば、ここの1、2、3、4だよということになるわけ。きょうでなきゃだめなの。

委員長（大橋昭太郎君） きょうでなくてだめなんだな。（「確認して」「だって、きょう決めないと」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

午後2時44分 休憩

午後2時56分 再開

委員長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

今、局長に問い合わせさせていただきましたが、ちょっと。

議会事務局長（吉田 泉君） 今、連絡待ちの状況です。

委員長（大橋昭太郎君） 連絡待ちなんだそうですけれども、どうもこの解説部分をですね、お願いする形になるんですけれども、なかなか理解できないところがございます。いかがしたらよろしいでしょうか。まさに橋本委員言われるように大変難しいことは否めない事実でございますし。議長、どうでしょうか、全協のときにもう一度桐生さんに解説願ってはいかがでしょうか。でも、きょう出さなきゃならないのか。（「これ出すのはきょうしかない」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 説明しても、それやるのはいいいんだけれども、ただ問題なのは、問題というか、今橋本議員から言われたことだけかどうだか、ちょっと確認とれる人いないけれども、そういう文言の、もっと誤解を招かない文言の使い方とか何がないうまくないんじゃないのかと。前に議運の皆さんは指導員さんからのお話は一応聞かせてもらっているけれども、だから、全員協議会の中でかえって皆さんにというのはそれは一つの方法というような、それはそれでいいけれども。疑問な点はきちっとやっぱり解決していかないと。橋本議員じゃないけれども、後で誤解を招くようなことになってからは確かにうまくないし。うんと縛りをかけるといいんだけれども、そういうふうな形。

委員長（大橋昭太郎君） 余りにもわからな過ぎる。

委員（我妻 薫君） 1番目は、債務者、法人が清算完了しても取れないというのははっきりしたということでしょう。（「そうなのね」「それでいいのね」の声あり）それを（「またもとに戻してまた……」の声あり）それが、そこからただし書きで何を除くのが。（「ただし書き要らないね」の声あり）あと、破産法だって、それで責任免れたということはもうそこから取れないよと。（「委員長」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） はい。

委員（橋本四郎君） まず全員協議会の中で聞きながら、お互いに誤解生まないようにしていきましょう。（「そのほういいね」「それはそうです」の声あり）問題は、条例でこれ町民を縛ることになるから、町民から聞かれても答えできないような議員では困るんです。深く勉強したほうがいいと思うんで、次回の全員協議会でまた説明を受ける。これを通して、今後どうするかはその後に話し合っ決めていいんじゃないですか。3月議会で決めなくちゃいけないんだ、はっきり言えば。6月議会でもいい場合がある。ただその徴税の問題だから。（「4月1日施行」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） だから、施行に合わせては行いたいところなのね。債権条例の関係ね。管理条例。どうしたらいいかな。

暫時休憩します。

午後3時00分 休憩

午後3時42分 再開

〔徴収対策課職員 入室〕

委員長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

徴収対策課の皆さん、忙しい中、大変申しわけございません。

先ほど橋本委員からこの部分はということだということでの質問……、提出者が私なものですから質問されましたけれども、お手上げ状態です。そういったようなことで、細部にわたってですね、あるいは表記についてもう少し一緒に理解を深めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたしたいと思います。

それで、最初に橋本委員から出された部分、橋本さん、もう一度お願いします。橋本委員。

委員（橋本四郎君） もらっている資料の大きな1です。地方自治法第96条第1項第10号に該当する事件のうち、次に掲げる事項についての債権を放棄する。これはわかるんです。

(1) に入っ中段、その者について、1号から4号までに掲げる理由がない場合はこの限りではない。それは、大きな1番に96条の1項10号と書いてあるから、96条の1号から4号までは何でこれが関係するんだということを申し上げた。そのことをまず第一に解明してほしい。委員長(大橋昭太郎君) 桐生さん。

徴収対策課特別指導員(桐生隆雄君) 今橋本先生からお話がありました、ただし書きの各第1号から第4号までに規定すると書いてある中身でございますが、これは、まず書きぶりは別としては、実態でどこかといえば、1の(1)から(4)を指しております。それで中身とすれば、この(1)から(4)のただし書きを除けば、要するに滞納者が(1)から(4)に該当する場合について書いているわけですね。それで、保証人がいれば、保証人には追いかけていきますよということなんです、その保証人もおけらのときには保証人からは追及しませんよということが実態でございます。

若干書きぶりの、第1号から第4号と書いたときに、そのことがわかるかどうかということももう一つでございます。先ほど始まる前に議長さんとちょっとお話をしたんですが、法律の書きぶりとして約束事がいろいろございます。書きぶりは、条、項、号と書いていくという書きぶりで決まっております。それで、実はこのお示ししたお願いでございますが、これは法律ではございませんので条項号という書きぶりではございません。それで、(1)(2)(3)(4)というのをもう一度引くときに、どういう引きが一番正しいのかということで先例をいろいろ探してはみたんですが、専決についての先例が余り各地方団体にもないものですから、実はこういう形、再度引くときの先例が正直言えば見つからなかったというのが正直でございます。

そこで、どういう特定の仕方がよりよいかということで、実は総務課の法令担当とも協議をさせていただきました。そこで、一応条文を書くときには、1、2、3というのは項につけた番号でございます。(1)(2)(3)というのは、これは国の法律とか政令にはございませんが、地方では号を指すときには括弧をつけた引き方をします。そこで、それに倣ってみれば、(1)(2)(3)というのは号に該当するという考え方もあるのではないかとということで、この書きぶりはそのような形にさせていただきました。

ですから、ここで第1号から第4号というのが仮にわかりにくいということであれば、1の(1)から(4)とかそういう形で、この1の(1)から(4)を指すものですということが特定できるような書きぶりには法律用語としての縛りはありませんので、少しそこは法律用語の、通常、法令執務という言い方をしますが、法令執務の書きぶりに限定されなくてもよいのかもしれない。

ですから、今繰り返して結論だけを申しますと、この第1号から第4号までというのは1の(1)から(4)までを指すつもりの規定でございます。

委員長(大橋昭太郎君) 橋本委員。

委員(橋本四郎君) 条例でも法律でもつくるとき、何々によるといった場合には単に何々の法律の何条によると、こうするでしょう。これが一番わかりやすいのであって、つくった人にはわかって、読む人がわからないでは困るので。あと、運用する人がかわれば、前任者が何をつくるってつくったかとわからなければ余計困るでしょう。一つの例で言えば、この中で大きな2がある。ここに何て書いてあるか。これの(1)に、支払督促の申し立てにより履行を請求した場合においては、民事訴訟法の395条の規定により支払の督促申し立て、こういうふうに書いていると、あ、この条文によることをするんだとわかるんですよ。それが、おたくはわかって、私は実はこれ何のこと意味しているのか、96条1項3号までとこうなったらお互いにわからなくておたくを呼んだことなんです。

だから、これが、人がかわればさらにわからなくなるから、もっと明らかにこれはこういうことを意味するんだよという、何ていいますかね、引用条例文、引用条例の項目を記入すべきでは、明示すべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長(大橋昭太郎君) どうぞ、桐生さん。

徴収対策課特別指導員(桐生隆雄君) 今橋本先生がおっしゃった、人がかわっても読み方が変わらないよということ、前回、総務課長のほうからたしか申し上げたとおりでございます。その点御理解いただいて非常に心強い限りでございますが、今例えば橋本議員の言うように、この何号というのは何の何号かという特定をすれば、記の1の(1)から(4)ということでございます。つまり、この文章の記ですね、この文章の下記の記の1の(1)から(4)というのがこの第1号から第4号までの意味でございますから、ぎりぎり特定しようとすれば記の1の(1)から(4)ということになるんだろうと思います。今橋本先生が例示に出しました、例えば2の民事訴訟法何とかという、もとの法律でも何もなくて、まさにこの記で書こうとしていることを再度引くという形なものですから、なかなか書きにくいし、前例もなかったというのが先ほど申し上げた趣旨でございます。

橋本先生がおっしゃるように、どう書けば人がかわっても一番読み紛れがないように特定するのがいいかということでございますれば、我々としては第1号から第4号までと、つまり条例等で使います(1)(2)(3)は号という使い方をしていきますものですから、それをあえて使いましたが、これは、橋本先生が言うように、ほかに既にある条例とか法律とかそういうも

のを引いてきたものではありませんので、その前をつけることはできないんです。その前をつけようとするれば、まさにこのお願い文の記の1の(1)から(4)までということでございます。ですから、ぎりぎり書こうとするればそこまでだと思っています。

委員長(大橋昭太郎君) 橋本委員。

委員(橋本四郎君) その1、大きな1のその(1)債務者である法人の清算、(2)の破産法、(3)の債務者が死亡、(4)の美里町の債権管理条例、このことを指しているんですね。

徴収対策課特別指導員(桐生隆雄君) そういうことでございます。

委員(橋本四郎君) そうだったら、私は、条例の何条の何項に基づく何項から何項までの適用という表現をしていただければわかると思うんです。この条文をつくった際に。

委員長(大橋昭太郎君) 桐生さん。

徴収対策課特別指導員(桐生隆雄君) くどいようですが、実は、今先生の言った(1)(2)(3)(4)というのは実はこの記で初めて書いた言葉なので、引くべき条例または規則というものがありません。

委員(橋本四郎君) ああそうですか。

徴収対策課特別指導員(桐生隆雄君) それなものですから、書くとすれば、ここの記で出てきた初めての(1)から(4)なものですから、当該記の1の(1)から(4)とでも書くしかないということございまして、これは条文形式ではございませんので、法令の書くときの約束事には厳密に言えばそんなに縛られなくともよいという考え方に立てば、記の1の(1)から(4)というふうなことが、人がかわっても紛れが少ないとお考えになるのなら、それは修正の可能性としてはあり得ると私は思います。(「納得」の声あり)

委員長(大橋昭太郎君) その部分で、その(1)から(4)までの部分が(1)にあるものだから、それで……

徴収対策課特別指導員(桐生隆雄君) そうなんです。そこがわかりにくい。

委員長(大橋昭太郎君) わかりにくいという話も出ています。

徴収対策課特別指導員(桐生隆雄君) そこが我々の実はこの案を条文化するときにどう書くのが一番わかりやすいかなんですが、どこに書いてももう一回それを引っ張り直さなきゃならないというのが……(「違う、委員長。これはね。いいですか」の声あり)

委員長(大橋昭太郎君) 橋本委員。

委員(橋本四郎君) 1項の中に地方自治法96条1項10号に該当するその部分については、次の条項については、次の1、2、3、4はこれは該当しませんよと入れればいい。これ、96条

の1号から4号としか受け取れないです。この表現そうになっているから。

委員長（大橋昭太郎君） はい。

徴収対策課特別指導員（桐生隆雄君） あの……、はい。

委員（橋本四郎君） 1項の、表題の大きな1項の1号から3号、4号までなんだよという表現になると、あ、そうなのかという、破産法だな、それから条例なんだなというふうにわかるんですよ。ところが、そこに書いてある1項の中に……、出発が96条で始まって、そして次のことについてはとあるから、96条の1項4号としか受け取れなかったのだから聞いたわけです。ただ、話していただいて、ああそうかということはわかります。ただ、次に読んでいく人がこれをわかって、こういう表現ではわからなくなるんじゃないかなと思いますが、どうでしょうかね。

委員長（大橋昭太郎君） 桐生さん。

徴収対策課特別指導員（桐生隆雄君） 今橋本先生がおっしゃったように、この1号から4号までと書くと、96条1項第10号の下に書いてあるので、96条1項1号から4号と読まれるおそれはないかと、こういう御指摘でございますが、約束事でいけば、そういうふうに橋本先生がおっしゃったような表現をするとどうなるかということ、実はこの第1号から第4号と引くときに、同項第4号とか同条同項第4号と引かない限りは地方自治法の96条1項を頭に引いたことに絶対ならないものですから、そこを引かないことによって、これはこの自治法の96条1項の下にぶら下がっている各号ではないという、それは逆に言うと、法文を書くときの約束事からいうとそういう読み方はされない、絶対されないということが頭にあるものですから、こういう表現になっている、こういうことでございます。（「何だか専門的」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） でも、やっぱりわかりにくいよな。

徴収対策課特別指導員（桐生隆雄君） ですから、それがどうしてもということであれば、号という引き方がどうしてもということであれば、記の1の（1）から（4）というくらいがまあ一つの考え方としてはあり得るのかなと思います。

委員長（大橋昭太郎君） まず、橋本さん、その辺で納得できる。

委員（橋本四郎君） いずれにしても、私だけが誤解だったら済むんですよ。ただ、私だけでなく皆さん困ったように。やっぱり困ることがあると困るから、誤解を生まないような表現に変えて。私、大体基本的にはこれは反対なの。だから、反対だよと言いながら言うのもおかしいんだけど、ただ、反対であろうと何であろうとも、やっぱり文章としてはきちっと誰が見てもわかるような表現を使っていただくことをお願いします。

委員長(大橋昭太郎君) それから、今出たように(1)は号とみなすと言っているけれども、それは専門家から見ればそうかもしれないけれども、我々から見れば、1号から第4号までと言われたときには、どの部分を指すのかというのは全然わからないわけです。これは法的に詳しい人はそうなんだと言われるかもしれないけれども。はい。

徴収対策課特別指導員(桐生隆雄君) だから、ここをですね、議運の先生の方々が今の書きぶりにするか、例えば記の1の(1)から(4)のほうが、どちらがわかりよいかということで選択の問題ではなかろうかと思っています。

ちなみに、こちらにお伺いする前に、文章の、総務課の法令担当とも御相談しましたし、実は、先ほど言いましたように、事前に案をつくる時にそこは御相談をさせていただいておりました、1号から4号というこの書きぶり、と、記の1の(1)から(4)までと2つの案がございました、正直を申し上げます。それで、それでは法案ではないのでどっちもありだなと。しかし、まあ法案に近いと考えるなら号で書いたほうがいいかなというのがつけ足してございましたので、そこは先生方の御判断でどちらでもありかなというふうには思っております。

委員長(大橋昭太郎君) 我妻委員。

委員(我妻 薫君) 確かに今説明あったように、条例だったら第何条の、それが第1項の、その下に入るのが号になる。

徴収対策課特別指導員(桐生隆雄君) はい。何条何項何号です。

委員(我妻 薫君) ただ、この場合、条例でないんだよね。

徴収対策課特別指導員(桐生隆雄君) はい、そうです、そうです。おっしゃるとおりでございます。

委員(我妻 薫君) だからそういう中で、条例とか法令でいえば、その順序からいってここ号にいいってなるんだけど、法令、条例でないものだから、そこでこの1号がどこに匹敵するのか読み取れなければ困るのね。だったら、条例、法令でないので、その読み方、(1)も使えるのであれば、わかりやすい表現のほうがよりね、何回も言うけれども、法令とか条例の条文じゃないから、そういう書き方のほうがかえってわかりやすいのかなと私は思う。

徴収対策課特別指導員(桐生隆雄君) それは、我々としては両方選択的で、どちらでもそんなに紛れることはないだろうと。ただ、今橋本先生が言ったように原案のほうがかえって紛れがあると。今の我妻先生のお話もどちらかということそれに近い御意見だとすれば、そちらのほうを選んでいただければ、より、町民の方も引くくるめてですね、紛れないというんだったら、それは先生方の御選択の問題でございまして、我々が町長さんから議長さんに差し上げ

たお願い文書では、2つの候補のうち片方の候補をとったというふうに御理解をいただいているのかなと思っております。

委員長（大橋昭太郎君） その部分についてはそうやっていただくといいというのが大半の意見かと思えます。そのほかにありませんか。我妻委員。

委員（我妻 薫君） 今の1号から4号というのは（1）から（4）までを指すとなれば、もう一回、解釈の関係なんだけれども、ここに該当する人がいない、該当しない人がこの任ずべき他の者である。（「該当しない方が」の声あり）該当しないのがいたら、この限りじゃないから、じゃおまえとりあえず専決しないよ。

徴収対策課特別指導員（桐生隆雄君） そうです、そうですね。本人に、本人がおけらでも、脇の人が裕福であれば……

委員（我妻 薫君） ここに該当しない人であれば、がいたら、専決してだめよと。

徴収対策課特別指導員（桐生隆雄君） はい。その保証人なり無限責任社員のところに行って取りなさいということなので、こう切っちゃいかんと、こういうことでございます。

委員長（大橋昭太郎君） そのこの表記も出てくると思うんだな。

委員（我妻 薫君） 必ずこういう、特に条例は規定していて取っていくからね。

副議長（平吹俊雄君） 破産が決定していて、債務者がまた出てくるでしょう。ただし……

徴収対策課特別指導員（桐生隆雄君） 2号の話でございますか。（「（1）」の声あり）

（1）は、法人がもう御破算して登記上も清算が終わったと。あるだけの財産も払い終わったということで、我々が直接の債務者としては取れる人からはもう財産がなくなってしまったと。しかし、そこにですね、法人であれば無限責任社員という方がいるんですね、合名会社とか合資会社には。通常会社ですと、株式分を払い込むと、その株式を払い込んだだけで、あとは会社がどうなろうとそれ以上は責任追及はされないんですが、合名会社とか合資会社につきましては、会社が金を払えなかったら、私は自分の全財産まではちゃんとその会社の債務を払いますよという形で社員になっている方がいます。それはそういう形の、株主じゃないです、合名会社ですが、有限責任社員と無限責任社員としまして、無限責任社員というのはそこまで追いかかけられます。

あとは、会社の債務について保証人になっている場合ですね。例えば中小企業ですと、大体社長さんのワンマン会社ですと、社長さん個人が保証人になったり、社長さん個人名義の財産を物上保証に提供したりしています。そうすると、会社からは取れなくなっても、保証人としての社長さん個人、あるいは担保に出されていた社長さん個人の物を競売をして代理人から取

ることができるという形で、本人から取れなくとも、本人から取れないときに私が払います、この物売って払いますという方がいればその人から取れるんだから、債権は放棄するなということでございます。

それで、もっとめんどくさいことを言えば、実は保証人とかというのは、本人が払うことがなくなると保証人って当然に、本人の債務があるからかわりに払うんであって、本人の債務を完弁しちゃうと保証するもとがなくなりますから取れなくなりますよね。だから、保証人から取る以上は、本人からは取れなくとも、名目上の債務はちゃんと残しておけよというのがこの意味でございます。保証と債務というのは、そこはですね、付従性というんですが、親がこけたら子もこけるという話で、親の債権がなくなっちゃったら子も払う責任がなくなるという、そういう常に親があつての子供なんですね。なもんですから、親の債務をこっち側でもう要らないよという、子供である保証人も払わなくていいよと、こういうふうな今仕組みになっているものですから、払えない親でも名前だけはちゃんと残しておけよというのがこの意味でございます。

ですからここもですね、変な話ですが、例えばこの限りではないというのがわかりにくいというお話なんです、この場合は保証人から取れと書いたってなかなかだめなんですね。ここで問題なのは、本人についての話をしているものですから、保証人ついているときはやっぱりその本人からこういう事情があつても放棄しちゃいかんよと、こう書くとか、これまたわかりにくくなってしまふという。そういう関係になっております。なかなかこの保証債務とか担保とかという関係のところはですね、なかなか非常にやっかいな。非常にテクニカルで嫌われる世界でございます。

委員長（大橋昭太郎君） 橋本委員。

委員（橋本四郎君） わかりました。内容についてわかったので、ある程度理解しやすいような表現をつくってほしい。

徴収対策課特別指導員（桐生隆雄君） はい。理解しやすく、あとは、先生も総務課長さんもおっしゃるように、紛れがなくて、人がかわっても読み方が変わらないようなと、そういうことでございますれば。（「お願いします」の声あり）

そういう意味で、今選択的に申し上げられれば、現在の書き方と、あとは記の1の(1)から(4)までというのが、我々が検討の段階で俎上に上がった2つの案でございますので、その2つであれば紛れはないと我々は考えております。ですから、あとは先生方がその原案と今申し上げた記の1の(1)から(4)というのを選んでいただけるか、どちらの話ではない

かというふうに考えております。

委員長（大橋昭太郎君） ほかにありますか。ほかの部分について。（「なし」の声あり）

徴収対策課特別指導員（桐生隆雄君） ありがとうございます、御理解をいただきまして。（「委員長、発言していいですか」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） 議長。はい、どうぞ。

議長（吉田眞悦君） さっきおいでいただいたときに、もっとわかりやすい言葉でという話をして今度、冒頭にしたんだけど、ただ、結局この（１）の部分については、弁済の責に任ずべき他の者がありというのは、要するに保証人とか。（「はい」の声あり）そして、そこから第１から第４号ということにここではなっている。だから、これを入れなければ結局、例えばだけれども、財産がうんと少ししかなくて、取ってもかえって費用ダブルだよとか、あとはもう無資力に近い人だからと。だから、４号まで入れておかないと（「そうなんです」の声あり）単なる保証人があればというだけで済ませてはうまくないというのがある。それがあからとということでしょう。そうだよ。

徴収対策課特別指導員（桐生隆雄君） はい。本人について一からやるの、それで保証人について一からやると、ここで二段構えになっているものですからどうしてもこうなるんです。

議長（吉田眞悦君） だから、この１から４というのを入れておかないと、一番簡単に、私なんかわかりやすく言えば、保証人と本人以外で債務の支払いの請求ができる者がいる場合を除くとすれば、それで済むんだらうけれども、それだけじゃないから入れなくてはだめだと。

徴収対策課特別指導員（桐生隆雄君） はい。本人もおけら、保証人もおけらになれば、本人も債権の放棄をしてもいいということになるものですから、ここがなかなか二段構えになって、同じ事由を使うものですから、なかなかこういう……

議長（吉田眞悦君） 保証人に財産あるんでしょうといたって、費用なんかで取れない財産だったらどうしようもありませんということになるのはね。

委員（我妻 薫君） 今までも同じような、保証人ね。

議長（吉田眞悦君） したら、この１から４まで入れなきゃない理由というのが（「そうです、そういうことでございます」「そこにあると」「はい、そうでございます。おっしゃるとおりでございます」の声あり）いいです。俺もわかりました。

委員長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。

それ、すぐに出ます。

徴収対策課特別指導員（桐生隆雄君） ここですか。書きぶりは、記の１の……

委員長（大橋昭太郎君） いやいや、書いた分、今ここに提示できますか。

徴収対策課特別指導員（桐生隆雄君） ワープロないと……。事務局さん、済みません。今先生方にお渡ししている案が……（「書きます」「こっちで直す」「打ち直すっていうの」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） 暫時休憩いたします。

午後4時08分 休憩

午後4時24分 再開

委員長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

徴収対策課の皆さんに説明を受けまして、大分理解したところでございます。橋本さん、ほかに聞くことございませんか。

委員（橋本四郎君） ありません。

委員長（大橋昭太郎君） それでは、賛成者になられますか。

委員（橋本四郎君） なりません。これ基本が違うんだから。

委員長（大橋昭太郎君） それで、23日、全協のときにやっぱりこれを議員の皆さんに提示する形になりますものですから、徴収対策課の皆さんにですね、皆さんかどうかわかりませんが、皆さんいかがですか。（「ぜひお願いします」「ぜひお願いしたいと思います」の声あり）そういうことでございますので、議長、議長のほうから要請お願いしていただきたいと思います。

この件に関してほかにございますか。（「なし」の声あり）

それでは、皆さんにはこれで。大変御苦労さまでした。

〔徴収対策課職員 退室〕

委員長（大橋昭太郎君） それでは、きょうの会議はこれぐらいとしたいと思います。それで、終了後に議発の部分に署名をお願いしたいと思います。

それでは、副委員長、お願いいたします。

副委員長（藤田洋一君） きょうの議運は大変大事な議運の審議でございました。最後に徴収対策課からわざわざ御足労いただいて、本当に丁寧に、はっきりはまだわかりませんが、大体納得できたというか、理解できたという部分があるかと思います。全協の中で再度説明を受けて、皆さんに理解をいただくという運びになりました。

本当に長時間、大変御苦労さんでございました。終わります。

午後4時27分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長佐藤俊幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年3月18日

委員長